

阪南市立公民館指定管理者募集要項

尾崎公民館

東鳥取公民館

西鳥取公民館



令和7年5月

阪南市教育委員会



【目 次】

1	はじめに	1
2	施設の概要	2
3	指定の期間	2
4	応募資格	3
5	指定管理者の募集及び選定スケジュール	4
6	応募説明会の開催	4
7	質疑及び回答	5
8	応募の手続き	5
9	経費に関する事項	7
10	選定の方法及び基準	7
11	指定管理者の指定及び協定	10
12	問い合わせ	10

1 はじめに

公民館（公民館類似施設含む。）は、全国に約1万4,000館設置され、地域住民にとって最も身近な学習拠点であるだけでなく、交流の場、地域コミュニティの形成の場として重要な役割を果たしています。

阪南市では、尾崎公民館、東鳥取公民館、西鳥取公民館の順に開設し、3館それぞれにおいて先駆的な事業を実施するとともに、各公民館のクラブ協議会をはじめとする多くの市民が参画することで、多種多様な公民館活動を展開してきました。そして、令和3年4月から、3館を地区公民館として位置付け、地区公民館を総合的に調整する機能を有する中央公民館を新たに設けて、中央公民館体制を構築することに併せ、効果的・効率的な施設運営や市民サービスの向上等を目的として地区公民館の管理運営業務に指定管理者制度を導入しました。

地区公民館の利用者数については、新型コロナウイルス感染症による利用控え等により、一時的に減少傾向にありましたが、令和3年度から令和5年度まで増加傾向で推移しています。一方、地区公民館の公民館クラブについては、メンバーの高齢化、リーダーや役員のみならず、活動費用の負担等により、メンバー及びクラブ数が減少傾向にあります。

国においては、人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化等による将来の予測が困難な時代に対応するため、社会教育による「学び」を通じて、協力し合える関係づくりの土壌を耕すことが求められるとし、令和5年6月16日に閣議決定した「第4期教育振興基本計画」において、「社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成」を基本的な方針の一つとして打ち出しました。そして、この方針のもと、実効ある教育政策を進めていくための目標として、「地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進」を掲げ、地域コミュニティの基盤強化に向けて、地域住民の学びの場である社会教育施設の機能強化や社会教育人材養成等を通じ、社会教育を推進することとしています。

全国的にさらなる人口減少と地域コミュニティの希薄化が見込まれる中、本市においても、社会教育による「学び」を通じて、地域コミュニティをはじめ、協働・共創社会を形成するまちづくりの新たな担い手を育成することの重要性がさらに高まるものと認識しています。

そこで、今回の指定管理者の募集においては、本市の状況と国の動向を踏まえ、次の4つの事項を念頭に、3館の地区公民館が、これまで以上に、地域社会における「学び」・「交流」・「地域コミュニティの形成」の拠点としての役割を果たすための提案を期待しています。

1. 地域教育力の向上
2. 地域を担う人材の育成
3. 生涯学習情報の提供充実
4. 人と地域を結ぶネットワークづくり

2 施設の概要

	尾崎公民館	東鳥取公民館	西鳥取公民館
所在地	尾崎町1-18-15	自然田1464	鳥取1214-1
開設年月	昭和39年4月	昭和45年4月	平成6年7月
敷地面積	5,832㎡【全体】	1,652㎡	1,567㎡
建築面積	3,461㎡【全体】	479㎡	593㎡
延床面積	1,044㎡【尾崎】	1,171㎡	1,430㎡
構造	RC造	RC造	RC造
階数	3F	B1～3F	B1～2F
バリアフリー対応	点字ブロック、スロープ、エレベーター、多目的トイレ	スロープ	点字ブロック、スロープ、エレベーター、多目的トイレ
駐車台数	40台（共用） ※うち、車いす使用者用区画：1台 ゆずりあい駐車区画：2台	20台 ※うち、車いす使用者用区画：1台 仮設駐車場：20台	25台 ※うち、車いす使用者用区画：1台
施設内容	集いの部屋 64㎡	講堂 138㎡（定員140人）	ボランティア室 30㎡（定員 15人）
	研修室 81㎡（定員40人）	小会議室 27㎡（定員 20人）	会議室 83㎡（定員 45人）
	料理実習室 63㎡（定員25人）	講義室 99㎡（定員 40人）	練習室1 56㎡（定員 30人）
	講義室 81㎡（定員40人）	料理実習室 58㎡（定員 16人）	練習室2 41㎡（定員 20人）
	談話室 30㎡（定員10人）	茶室 32㎡	多目的ホール 187㎡（定員190人）
	和室 32㎡（定員20人）	和室A 35㎡（定員 20人）	多目的室 76㎡（定員 45人）
	多目的室 81㎡（定員40人）	和室B 22㎡（定員 10人）	和室 40㎡（定員 15人）
	会議室 30㎡（定員20人）	研修室 35㎡（定員 16人）	料理実習室 44㎡（定員 16人）
	大会議室 95㎡（定員 50人）		
	合計 462㎡	合計 541㎡	合計 557㎡

備考) 【全体】：旧尾崎小学校跡地利活用複合施設全体

【尾崎】：尾崎公民館分

【各公民館の建物に係る課題等について】

- ①尾崎公民館：平成23年耐震改修実施済み・複合施設・中央公民館を併設
※中央公民館のあり方については市において検討中
- ②東鳥取公民館：耐震改修未実施・エレベーター無し・バリアフリー未対応
- ③西鳥取公民館：新耐震・地下室湧水

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

※この期間は、指定管理者候補者の決定後、市議会の議決により確定します。

4 応募資格

- (1) この募集に応募できる者は、次のいずれかに該当する者としてします。
- ①指定の期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）
 - ②①の法人等を含む複数の法人等により構成されたグループ（以下「グループ」という。）
- (2) グループでの応募については、以下を遵守してください。
- ①グループで応募する場合、構成員の中からグループを代表する代表団体を定めてください。
 - ②協定の締結にあたっては、グループの構成員全てを協定当事者としてします。
 - ③単独で応募した法人等は、グループ応募はできません。
 - ④グループ応募の代表団体及び構成員は、複数のグループ応募はできません。
 - ⑤応募書類提出後、代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。
- (3) 欠格事項
- この募集に応募しようとする者（グループ応募の場合にあつては、全ての構成員）は、次に掲げる条件を全て満たす者としてします。なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者として扱いません。また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害されるおそれがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとします。
- ①阪南市入札参加停止要綱（平成13年阪南市訓令第12号）に基づく入札参加停止若しくは指名回避又は阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年2月21日決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
 - ②地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ③公募開始の日から契約締結までの日において、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - ④国税及び地方税を滞納していない者であること。
 - ⑤阪南市暴力団排除条例（平成24年阪南市条例第16号）第2条に規定する暴力団、暴力団密接関係者等に該当しない者であること。
 - ⑥本業務と同等以上とみなされる業務を提供した実績があること又は本業務に関し、事業者が独自に新たな提案を供する意思があること。
 - ⑦指定管理業務を遂行できる体制が整えられていること。
 - ⑧団体又はその代表者（下記の「カ」の場合、代表者に準ずる地位にある者を含む。）が次の者に該当しないこと。
 - ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあ

- り、その取消しの日から2年を経過しない者。
- オ 本市の市議会議員、市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項の委員会の委員である者
- カ 今回の指定管理者選定委員会委員及び公募事務に関与した者、又はこれらの者と利害関係にある者
- キ 法律行為を行う能力を有しない者
- ク 破産宣告を受け、復権を得ない者

5 指定管理者の募集及び選定スケジュール

(1) 指定管理者の募集

今回の指定管理者の募集では、尾崎公民館・東鳥取公民館・西鳥取公民館の3館それぞれについて応募していただきますが、3館のうち2館又は3館一括で応募していただくことも可能です。

(2) 選定スケジュール

①募集要項等公開（市ウェブサイト掲載）	令和7年5月 1日（木）～
②応募説明会 ※予備日13日（火）	5月 9日（金）
③質疑受付期間	5月12日（月） ～16日（金）
④質疑回答予定日	5月22日（木）
⑤応募受付期間	5月27日（火） ～6月12日（木） ※土・日・月曜日を除く
⑥提案説明会	7月 1日（火）
⑦候補者の決定、通知、選定理由等の公表	7月 中旬
⑧指定管理者の議決	市議会9月議会
⑨指定管理者の引継期間	10月 ～ 令和8年3月
⑩次期指定管理の開始日	令和8年4月1日～

募集要項や参加申込書等の公募に関する資料・様式等は、本市ウェブサイトからダウンロードしてください。

〔阪南市ウェブサイト〕 <http://www.city.hannan.lg.jp/>

6 応募説明会の開催

- (1) 開催日時 令和7年5月9日（金） 13時30分～
- (2) 開催場所 阪南市役所本庁 別棟2階 第3会議室
- (3) 説明内容 申請方法、申請書類、指定管理者業務等の説明
- (4) 参加人数 1団体につき2名以内
- (5) 参加申込 「説明会参加申込書（様式A）」を令和7年5月7日（水）17時までにEメールで送信のこと。Eメールの件名は、「【貴法人等又はグループ名】公民館指定管理者 応募説明会」としてください。（送信後は送信した旨の電話連絡をお願いします。）
- (6) 送信先 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
メールアドレス：s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp
電話（直通）：072-489-4542（9時～17時）

- ※ 説明会当日は、原則として資料配布は行いませんので、関係書類をダウンロードのうえ、持参してください。
- ※ 施設見学を希望する場合は、生涯学習推進室にお問い合わせください。

7 質疑及び回答

業務内容、提案方法等に質疑がある場合は、質疑書(様式B)を提出してください。

回答は、下記の回答日に阪南市ウェブサイトへ掲載しますが、質問のあった事業者名は公表しないものとします。なお質疑書は、本市ウェブサイトからダウンロードしてください。

[阪南市ウェブサイト] <http://www.city.hannan.lg.jp/>

- (1) 受付期間 令和7年5月12日(月)～5月16日(金)
- (2) 提出方法 質疑書(様式B)により下記にEメールで提出してください。Eメールの件名は、「【貴法人等又はグループ名】公民館指定管理関係」としてください。(送信後は送信した旨の電話連絡をお願いします。)
- (3) 提出先 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
メールアドレス：s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp
電話(直通)：072-489-4542(9時～17時)
- (4) 回答日 令和7年5月22日(木)

8 応募の手続

指定管理者指定申請書(様式C及び様式第4号)に所要事項を記入のうえ、必要書類を添えて受付期間中に持参してください。郵送、FAX、Eメール等による受付は行いません。

なお、提出後において、提出された書類の内容を変更することはできません。

提出書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効とします。また、本市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

- (1) 提出書類(応募公民館ごとに作成して下さい。)
- A 提出書類様式Ⅰ(様式A～様式Ⅰ、様式第4号)
- B 提出書類様式Ⅱ(様式1～様式8)
- C 添付書類(任意様式)
 - ①法人の場合
 - ア 当該法人の登記事項証明書
 - イ 定款、寄附行為、規則その他これらに類する書類
 - ウ 直近3ヵ年度分の法人税納税証明書及び消費税納税証明書
 - エ 直近3ヵ年度分の貸借対照表
 - オ 直近3ヵ年度分の損益計算書
 - カ 直近3ヵ年度分の人員表(各決算日の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数)※
パートタイマー、アルバイトは8時間で1人と換算のこと
 - キ 令和7年4月1日の属する事業年度の収支予算書、事業計画書
 - ク 役員名簿及び法人の組織表(令和7年4月1日現在)
 - ケ 事業活動の状況がわかるパンフレット類等
 - コ 防火対象物防火管理者の資格の写し(1名ただし甲種)
 - ②その他の団体の場合
 - ア 定款、寄附行為、規則その他これらに類する書類
 - イ 令和7年4月1日の属する事業年度の収支予算書、事業計画書及び直近3ヵ年度分の収支決算書(合計4ヵ年度分)
 - ウ 役員名簿(令和7年4月1日現在)

- エ 役員の直近3ヵ年度分の市税等納税証明書
- オ 役員の身元証明書及び経歴証明書
- カ 事業活動の状況がわかるパンフレット類等
- キ 防火対象物防火管理者の資格の写し（1名ただし甲種）

③グループでの応募の場合

- ア グループ構成員届出書（様式D）
- イ 委任状（様式G）
- ウ 協定書の写し

※1 1法人等又は1グループで2館又は3館を一括応募される場合、証明書類は1部のみ原本とし、その他はコピーを可能とします。

※2 グループでの応募の場合、代表団体及び構成員全ての事業者について、上記①の書類若しくは上記②の書類を提出してください。

(2) 提出部数

提出部数は、13部(正本1部、副本12部)

※別途、提出書類を記録したCD-Rを1部提出してください。

- ①提出書類のうち、副本12部については、申請者の名称が特定できないように、名称、マークその他、申請者の名称が特定できる情報は必ず黒塗りするか削除してください。
- ②申請者の名称が特定できる副本は受け付けません。
- ③提出書類は、パンフレット類等を除き、A4サイズ縦長左綴じフラットファイル等により製本してください。また、ラベル等により、様式番号等を明示してください。
- ④市民税等が非課税の場合は、非課税を証明する書面を提出してください。

(3) 応募受付期間及び提出方法

①受付期間 令和7年5月27日（火）～6月12日（木）
ただし、土・日・月曜日を除きます。

②受付時間 10時～17時

③受付場所 大阪府阪南市尾崎町35-1
阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
(阪南市役所2階28番窓口)
電話（直通）：072-489-4542

④提出方法 直接持参してください。ただし、受付の混乱を防ぐため、事前に生涯学習推進室に電話連絡のうえ、指定された時間に来庁してください。

※提出書類に不備がある場合は応募を受け付けません。

(4) 申請にあたっての留意事項

①費用の負担

応募の際に要する費用は、申請者の負担とします。

②提供した資料の取扱い

教育委員会が提供した書類等は、応募目的以外に利用することを禁じます。

③提出書類の取扱い

申請者からの提出書類は返却しません。なお、提出書類については、阪南市情報公開条例の対象となりますので了承のうえ提出してください。

④提出書類の著作権の帰属

指定管理者の指定後、指定管理者からの提出書類は、教育委員会が無償で利用できるものとします。

⑤1法人等又は1グループにつき1提案とします。複数の提案はできません。

9 経費に関する事項

阪南市が支払う指定管理料の金額及び支払時期、方法については、年度ごとに締結する協定書で定めます。過去3年間の経費の実績額は、応募説明会で提示しますので参考にしてください。

- (1) 指定管理料は、年額を分割して市から毎月支払います。
- (2) 指定管理料には、①人件費、②管理運営費（消耗品費、光熱水費、保守管理費、修繕費等施設の保守管理、安全点検、衛生管理、修繕に必要な経費）等を含みます。
- (3) 年間の指定管理料の上限額は下記のとおりです。

	尾崎公民館	東鳥取公民館	西鳥取公民館
年間上限額	17,434千円	25,015千円	29,323千円

※上記の金額は全て消費税（10%）込みの金額です。

- (4) 本業務において指定管理料が不足しても、特別な事由がない限り、指定管理料を追加して支払うことはありません。また、本業務を適正に遂行した上で、指定管理者の経営努力によって生じた剰余金については、原則として返還を求めません。

10 選定の方法及び基準

(1) 選定の方法

学識経験者等で構成する阪南市立公民館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置し、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、指定管理者候補者の選定を行います。

(2) 選定の基準

指定管理者の選定は、選定基準に基づき、地域社会における「学び」・「交流」・「地域コミュニティの形成」の拠点として、地区公民館を管理運営するために必要な能力と実績を有するか否かを次の評価項目に基づき評価し、総合的に判断します。

【指定管理者評価項目別配点】

選定基準	評価項目	配点
①市民の平等な利用が確保されること	公の施設の公共性・公平性に対する考え方	5点
	施設間のサービス内容の平準化に対する考え方	5点
	個人情報の保護に対する対応方針と社会的弱者への配慮、緊急時の対応	5点
	小計	15点
②管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること	団体の組織の状況	5点
	団体の事業実績（過去の事業実績を含む）	5点
	施設の管理運営に必要な資産（財政力）	5点
	職員の人員配置（勤務体制・配置体制・人数等）	20点
	職員の研修方針と人的能力の確保	15点
小計	50点	
③管理経費の縮減が図られること	指定管理料見積金額による評価 ・30点×申請者の中の最低提案額÷当該事業者の提案額 ＝得点（1点未満切り捨て）	30点
	運営収支計画・経費縮減の考え方及び具体的方策	10点
	小計	40点
④地域教育力の向上が図られること	地域教育力の向上に対する基本的な考え方	15点
	まちづくり活動、家庭教育、青少年健全育成等に関する地域課題・ニーズの的確な把握	20点
	地域課題・ニーズを踏まえた事業の計画	20点
	教育活動に地域住民の参加を促進するための方策	20点
小計	75点	
⑤地域を担う人材の育成が図られること	地域コミュニティ・まちづくりの担い手の育成に対する基本的な考え方	10点
	担い手の育成に向けた事業の計画	20点
	担い手が活躍できる場の創出	20点
	小計	50点
⑥生涯学習情報の提供の充実が図られること	多様な情報をわかりやすく効果的に提供	15点
	SNSやウェブサイトなど情報発信手段の多様化	15点
	小計	30点
⑦人と地域を結ぶネットワークの構築が図られること	地域コミュニティとの連携	10点
	市民活動団体との連携	10点
	行政との連携	10点
	小計	30点
⑧その他特に加点すべき提案等	特に加点して評価すべき提案	10点
	小計	10点
	合計	300点

(3) 提案説明会

提出された提案書に基づき、提案説明会を行います。なお、提案説明会は非公開とし、審査結果等についての異議申立ては一切受け付けません。

①実施日時 令和7年7月1日(火)(※予定)

※詳細な実施時間は、申請者に個別に通知します。なお、提案説明会の実施順は、提案書の提出順とします。

②実施場所 阪南市役所内(予定)

※詳細な実施場所は申請者に個別に通知します。

③所要時間

提案説明 20分以内(準備時間を含まない。複数公民館の提案は10分増)

質疑・応答 20分程度

※詳細な時間割は申請者に個別に通知します。

④説明内容

応募書類として提出した「提出書類様式Ⅱ(様式1～様式8)」を用いて説明してください。他の資料を用いたり、「提出書類様式Ⅱ(様式1～様式8)」に未記載の説明は控えてください。また、申請者の名称を名乗ったり、推測される発言は控えてください。

⑤出席者 4人以内とします。

⑥その他

パソコン使用の場合は申請者が持参してください。(プロジェクター、スクリーンは本市で用意しますが、持参も可とします。)

(4) 提案説明会の参加資格の確認

提出書類により応募資格の有無について確認します。応募資格を有しないことが明らかな場合は、提案説明会実施日までに提案説明会に参加できないことを当該申請者に通知します。

(5) 候補者の選定

①提出書類と提案説明会の結果を基に、評価項目に基づき選定委員会において総合的に審査し、指定管理者候補者を選定します。

②選定委員の配点合計のうち、最高点と最低点を除いた評価点の合計を当該申請者の総合点とします。

③総合点が最も高い順に指定管理者候補者を選定します。なお、同点の場合は、選定委員会の委員長が候補者順位を決定します。

④総合点が満点の60%に満たない場合、指定管理者候補者に選定しません。

(6) 候補者の決定および通知

選定委員会は、選定結果を教育委員会に報告し、その後、教育委員会から報告を受けた阪南市長が、選定結果報告に基づき指定管理者候補者を決定して当該申請者に文書で通知します。

(7) 選定結果の公表

選定結果は、提案説明会に参加した全ての申請者に文書で通知します。

なお、審査(選定)結果等についての異議申立ては一切受け付けません。

また、令和7年7月以降、本市ウェブサイトで下記の情報を公表します。

①提案説明会に参加した全ての申請者の名称

②選定委員会の会議資料(申請者の提出書類は公表しません。)

③選定委員会の会議録(提案説明会の発言は会議録に記載しません。)

④指定管理者候補者第1位及び第2位となった申請者については下記のとおり得点を公表します。

- ア 総合点
 - イ 選定基準ごとの得点（総合得点の内訳）
- (8) 再度の選定
指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じたときは、審査において第2位となった者から順に候補者を決定することとします。

1.1 指定管理者の指定及び協定

- (1) 指定管理者候補者と仮協定書の締結
阪南市長と指定管理者候補者は、指定管理者に指定されるまでの間は仮協定書を締結します。
- (2) 指定管理者の指定
指定管理者の指定については、議会（9月議会を予定）の議決後、議決のあった候補者を指定管理者に指定します。
- (3) 指定管理者との協議
指定管理者の指定後、教育委員会と指定管理者で協定の具体的な内容について協議を行います。
- (4) 協定の締結
施設の管理及び事業執行について、阪南市と指定管理者との間で協定を締結します。協定は指定期間を期間とする基本協定と年度ごとに締結する年度協定の二本立て協定とします。
- (5) 協定事項
 - ①指定管理者に行わせる管理業務の範囲
 - ②指定管理者が行う管理の基準
 - ③指定期間に関する事項
 - ④事業計画に関する事項
 - ⑤事業報告及び業務報告に関する事項
 - ⑥市が支払うべき費用に関する事項
 - ⑦指定の取消し及び業務の停止に関する事項
 - ⑧業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - ⑨その他、教育委員会が必要と認める事項

1.2 問い合わせ

〒599-0292	阪南市尾崎町35-1
	阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
担当	木村、秋山
電話（直通）	072-489-4542
Eメール	s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp